

人権フォーラムかながわ21 主催者あいさつ

2019年2月2日（土）

かながわ共同会理事長 草光 純二

皆さまこんにちは、かながわ共同会理事長の草光でございます。本日は、大変お寒い中、土曜日の貴重なお時間にもかかわらず、私どもの人権フォーラムにお越しいただき、誠にありがとうございます。この人権フォーラムは、当法人の重要な取り組みとして平成18年に第1回を開催しましてから、今回で12回目を迎えます。

本人権フォーラムの誕生は、遡ること平成6年に神奈川県知的障害施設協会（現・神奈川県知的障害施設団体連合会）が策定した「あおぞらプラン」に端を発するのではないかと考えています。と申しますのは、当時の施設協会のメンバーたちが、知的障がい者の権利擁護のあり方を真剣に論議して、知的障がい者の権利宣言を柱とする「あおぞらプラン」としてまとめ上げました。その後、平成12年（2000年）に「あおぞらプランII」、さらに平成25年（2013年）に「あおぞらプランII 2013Ver.」として改正され、現在に至っています。

この一連の「あおぞらプラン」展開の取り組みは、当時の施設現場のリーダーたちの働きに寄るところが大きかったのですが、協会の人権委員会委員長としてその中心となって活動されたのが、後に当法人の厚木精華園園長を務められた故田代哲朗氏でありました。

当法人では、志(こころざし)半ばで亡くなられた田代氏の人権擁護の取り組み実績を称え、氏の熱い思いを忘れずに引き継いで実践していこう、との強い思いで、毎年この人権フォーラムを実施しております。

ところで、平成の時代も残すところ3ヶ月ほどとなりましたが、当法人は平成元年に設立され、翌平成2年に県立秦野精華園の運営を受託したのが始まりです。以降、当法人は平成の時代と共に歩んできたと言えます。一昨年度から秦野精華園は指定管理を離れて、法人の自主運営となっていますが、その他にも現在、県の指定管理制度により、厚木精華園、愛名やまゆり園、津久井やまゆり園の3園の運営に携わっています。

これら4つの施設は、それぞれ地域の拠点施設として、施設入所支援のみならず、自主事業としてグループホーム他日中生活介護、相談支援等の地域在宅支援事業を展開しています。

いずれの事業も、私は、全職員が法人の基本理念を拠り所として、常に意識して業務に当たっているかが重要であると考えています。その基本理念の冒頭には「かながわ共同会は誠実と信頼を旨とし、人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち」との一項がありますが、言い換えれば、私たちの仕事は利用者主体の支援、利用者の方々が中心でなければならぬ、さらに利用者の方の人権擁護、権利擁護に努めなければならないということです。

また、法人の職員研修プログラムにおいて、国連の障害者権利条約を始め国内法

である障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の理解を深めるとともに、人権意識を高める努力をしていますが、本日の人権フォーラムのように外部の方々と共に学びの機会を設けることも大切であると考えています。

そして現在、上記の法人の基本理念を職員一丸となって具現化していくために、本年3月末を目途に第五期中期計画を策定中です。

その内容は今後の施策展開の柱として「利用者本位の支援」、「地域貢献とともに生きる社会の実現」、その他を挙げていますが、3大プロジェクトとして、

- ① 津久井やまゆり園の再生
- ② 秦野精華園の円滑な運営
- ③ 地域における公益的な取組の推進

を位置づけています。何れも、法人の将来を決める必ず実現しなければならないものであり、全力で取り組んでまいります。

①の津久井やまゆり園の現状につきましては、この後、入倉津久井やまゆり園長からご報告いたします。

この第五期中期計画策定の中で、これまでの共同会の支援の取り組みを真摯に振り返り、自信を持って評価できる点は、共同会の強みとしてさらに向上させ、身体拘束などに関する利用者の方やご家族からのご指摘や不安については、徹底的に見直して改善を図って参ります。利用者の方々の人権を高めるべく働きかけをしていかなければならない立場にある私たちには、どんな困難においても、ぶれることなく高い人権擁護の理念と強い意志を持ち、質の高い支援を提供する最善の努力が求められています。

本年は、平成28年7月26日に起こった、あの想像を絶する事件から、まもなく3年目を迎えます。決して忘れ得ない、悔いても悔やみきれない事件であります。毎月26日を「法人祈りの日」と位置づけて、法人職員が心一つにして、尊いお命を奪われた利用者の方々のご冥福をお祈りいたしております。

本日お配りしました、神奈川県「ともに生きる社会・かながわ憲章」に次ように謳われています。すなわち、「私たちはあたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします。」そして、「私たちは障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します。」ともあります。

この憲章は津久井やまゆり園事件に端を発して生まれたものです。この憲章の実現は県民総ぐるみで取り組むとされていますが、当事者である私たちは、その先頭に立って行かなければならないと思っています。

津久井やまゆり園の再生は私たちの最重要のミッションです。私たちは亡くなられた利用者の方々の無念のお気持ちに報いるためにも、このミッションの達成に法人の総力で取り組み、責任を果たすことをお約束して、あいさつとさせていただきます。